

# 建築設計標準の改定を踏まえた 地方公共団体の動向

---

## バリアフリー法第14条に基づく条例(地方条例)

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体 (2022.10時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

## 移動等円滑化の促進に関する基本方針 (建築物関係部分抜粋)

七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置(地方公共団体に対する助言・指導、設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。(略)

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	校別校公立 支又は小 援は学特	診療 院又は 所又は	画覧劇 館場、映 等観	は集會 公会場又 堂	等物販 店舗	はホテ ル又 旅館	官公庁 等	飲食店	学校	事務所	下宿、 寄宿舎、 共同住宅	ム福保 等社社 ホー所、 ー	運水体 動泳育 施設場 等館、
岩手県	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-
山形県	1,000㎡※1a	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-
埼玉県	全て	全て※1c	全て※1b	全て	200㎡※1b,1c	200㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て※1a	500㎡
東京都	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	-	2,000㎡※1a	500㎡※1a	-
横浜市	1,000㎡	全て※1c	300㎡	全て※1c	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡※1a
川崎市	全て	全て※1c	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※1a	-	-	-	-
長野県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
高山市	全て	全て※1c	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	-
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※1a	2,000㎡	-
大阪府	全て	全て	500㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a,1c	全て※2a	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※1a,1c	全て	全て
鳥取県	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	1,000㎡※1a	-	-	-	-
大分県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-
熊本県	1,000㎡※1a	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	-	-	-	-

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について

※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる

※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について

※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く

# 地方公共団体による条例による取組

○**バリアフリー法に基づく条例(委任条例)**を制定している地方公共団体では、基準への適合義務化によるバリアフリー化を進めている。

○委任条例を制定する地方公共団体以外の全ての地方公共団体では、**地方公共団体独自の自主条例**(いわゆる「福祉のまちづくり条例」等)に基づく事前協議等を通じてバリアフリー化を促進している。

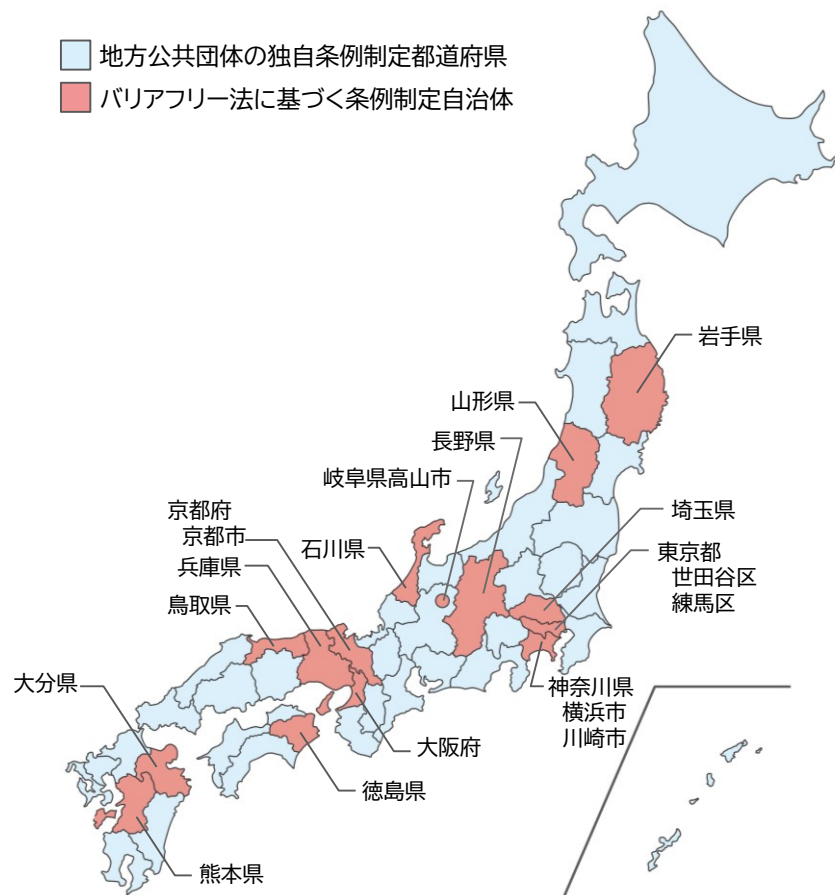
## 条例の考え方の違い

	バリアフリー法に基づく条例	地方公共団体独自の自主条例
対象用途・規模	各自治体ごとに独自に設定	より幅広い用途・規模を対象
基準への対応	基準への適合を義務化	着工前の事前協議等を通じたバリアフリー化の促進

※基本的なパターンを示したものであり、それぞれの自治体により考え方は異なる。

- ▶ 地方公共団体では、いずれかの条例(もしくは両方の条例)により、建築物のバリアフリー化に向けた取組みを進めている。
- ▶ 条例の解説本やマニュアル等を作成している自治体も多く、建築設計標準の改正の考え方等を含め、適切に見直し、改善等を促すことが重要。

■ 地方公共団体の独自条例制定都道府県  
■ バリアフリー法に基づく条例制定自治体



※両方でバリアフリー化を推進している都道府県については、「バリアフリー法に基づく条例制定都道府県」に含む。

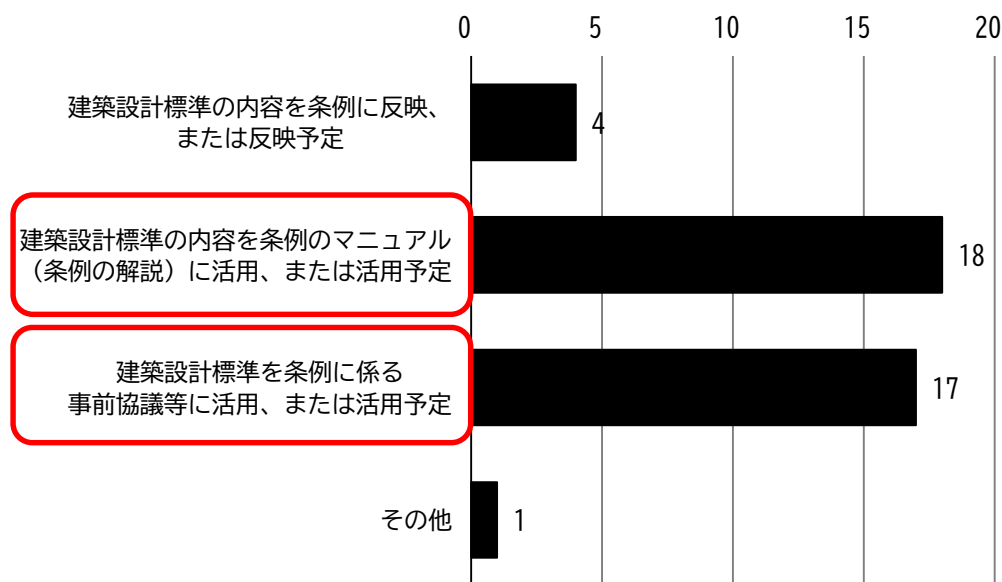
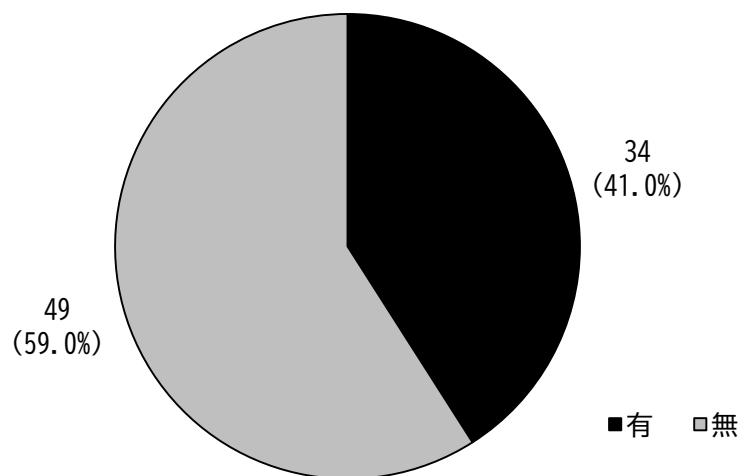
## ■調査の概要

- ・ 調査対象：全ての地方公共団体1,788団体（回答率100%）
- ・ 調査期間：令和4年10月11日から令和4年11月11日
- ・ 調査方法：Eメールによる配布・回収
- ・ 原則として令和4年10月1日の状況を回答

## ①建築設計標準の改正(R3)を受けた取組

- 83の地方公共団体で自主条例を制定している。
- 83の地方公共団体のうち、令和3年3月の**建築設計標準改正を受けて条例等に関する取組等を行っているのは34団体**となっている。
- 取組内容としては、「**建築設計標準の内容を条例のマニュアルに活用、または活用予定**」が18件と最も多く、次いで「**建築設計標準を条例に係る事前協議等に活用、または活用予定**」が17件、「**建築設計標準の内容を条例に反映、または反映予定**」が4件となっている。

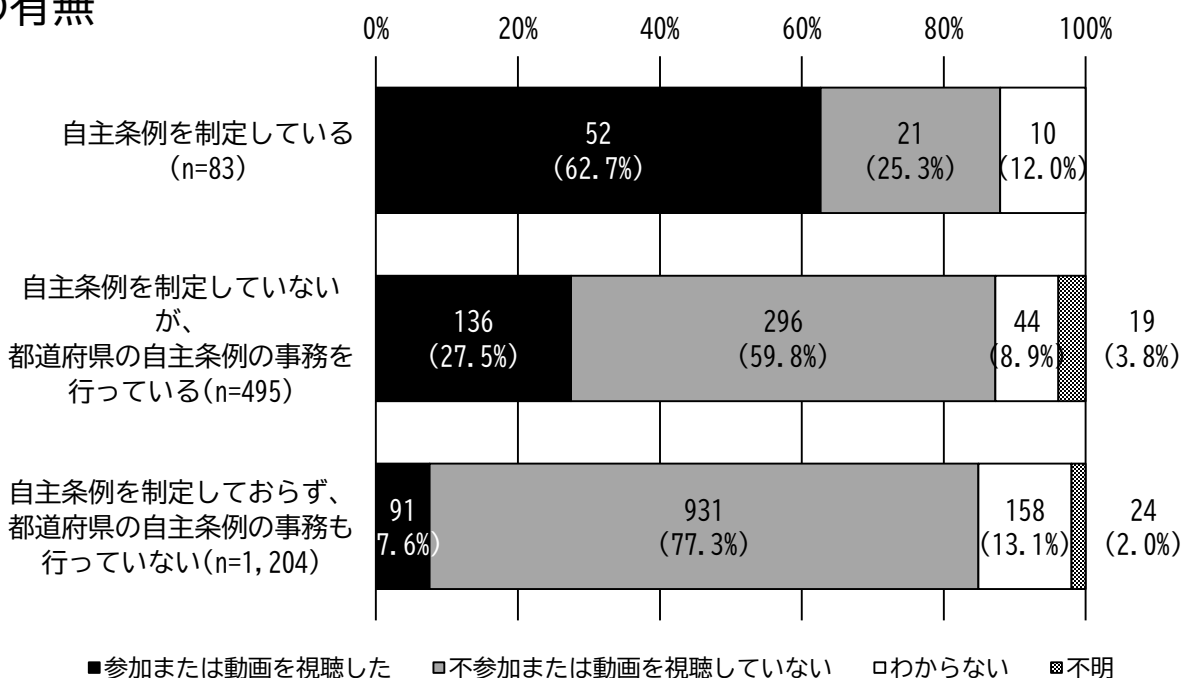
建築設計標準改正を受けた条例等に関する取組等の有無(n=83)
     
 
 条例等に関する取組の内容(n=34)



## ③地方公共団体向け説明会

- 「国土交通省における建築物バリアフリー化の取組み」の地方公共団体向け説明会※へ参加または動画の視聴をしたのは279団体となっている。
- 自主条例を制定している地方公共団体では62.7%が参加または動画の視聴をしているが、自主条例を制定しておらず、都道府県の自主条例の事務もしていない地方公共団体では、7.6%にとどまっている。**全国でのバリアフリー化を浸透させていくためにも、地方公共団体に対して、引き続き周知・理解促進を図る必要がある。**

### ■説明会への参加または動画の視聴の有無 (n=1,782(不明:6を除く))

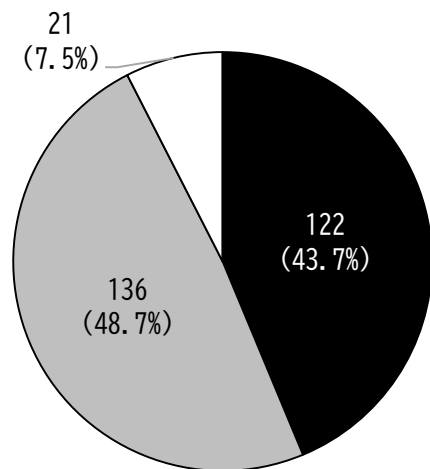


※「国土交通省における建築物バリアフリー化の取組み」の地方公共団体向け説明会  
 (令和4年4月27日、国土交通省住宅局主催、web開催)

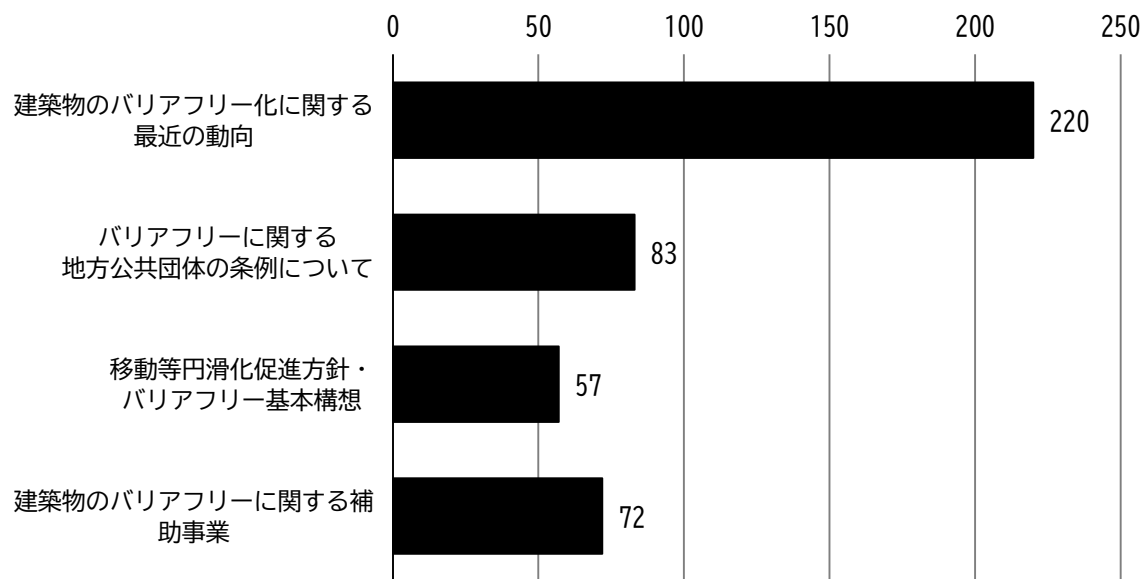
## ③地方公共団体向け説明会

- 地方公共団体向け説明会の内容について、参加または動画を視聴した279の地方公共団体のうち、「得るところがあった」「どちらかといえば得るところがあった」と回答したのは258団体(92.4%)となっている。
- 得たところとしては、「建築物のバリアフリー化に関する最近の動向」が220件と最も多く、次いで「バリアフリーに関する地方公共団体の条例について」が83件、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想」が57件となっている。

説明会当日の説明について(n=279)
  説明会の内容について、得たところ(n=258)



■得るところがあった  
 □どちらかといえば得るところがあった  
 ○あまり得るところがなかった





## ④建築設計標準改正後の条例等に関する取組等：京都府

- ・ バリアフリー法に基づく委任条例の中で「**劇場等の客席**」に関する基準を設定し、義務化  
(京都府福祉のまちづくり条例:令和4年12月改正公布、令和5年4月施行)

### 第65条の2(劇場等の客席)

#### 車椅子使用者用客席の数

- 客席の総数に1/200を乗じて得た数以上  
(当該数が2未満の場合にあつては2、10を超える場合にあつては10)

#### 車椅子使用者用客席の要件

- 幅85cm以上
- 奥行きは、120cm以上
- 平らな床

#### 客席からの出入口から車椅子使用者用客席までの経路(1以上)の要件

- 通路幅120cm以上
- 傾斜路は、次に掲げるもの
  - ・ 幅120cm以上(階段に代わるもの)、  
90cm以上(階段に併設するもの)
  - ・ 勾配1/12(高さが16cm以下のものにあつては、1/8)を超えないこと。
  - ・ 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置
  - ・ 手すり設置
  - ・ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設置

令和4年3月の省令改正に対応  
(全国初)



## ④ 建築設計標準改正後の条例等に関する取組等：東京都

- 東京都では、東京2020大会と超高齢化社会の進展等を見据え、平成31年3月に建築物バリアフリー条例を改正し、車椅子利用者用客室以外の**一般客室のバリアフリー整備**を促進。
- 今後、電動車椅子も含む車椅子使用者がより使いやすい一般客室の整備に向けて、一般客室の**義務基準を見直し予定**。

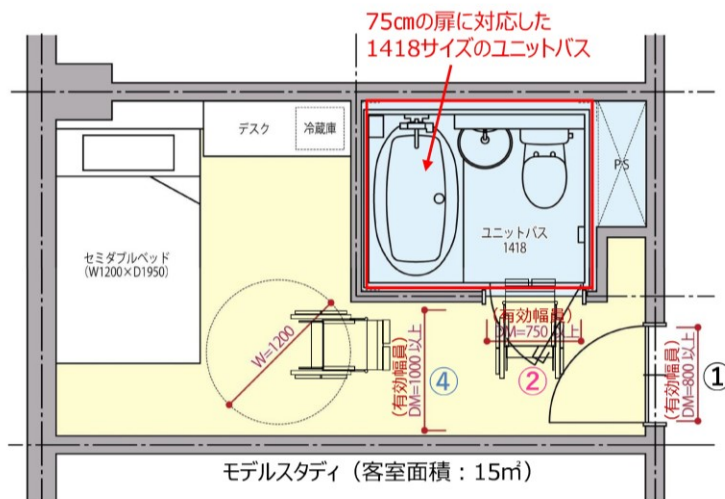
(令和4年8月1日～同年8月31日 パブリックコメント実施済)

### ○ 宿泊施設（一般客室）に係る条例の規定の見直し案

	現行	見直し案
① 客室の出入口幅	80cm以上（変更なし）	
② 浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上）
③ 客室内の段差	段差を設けない（変更なし）	
④ 浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上）

➤ 電動車椅子も含む  
車椅子使用者がより使いやすい  
一般客室の整備を促進

対象：延べ1,000㎡以上の新築等を行うホテル又は旅館



### 客室面積15㎡以上

- 浴室等の出入口幅 75cm  
浴室等前の通路幅 100cm を確保することが可能
- 1418サイズのユニットバスの使用が可能

(参考)

新築ホテルにおける面積15㎡以上の客室の割合：約 73%\*

\* 調査対象：条例施行後（R1.9.1以降）に着工した延べ1,000㎡以上のホテル又は旅館（新築29施設：計約3600室）

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定見直しの考え方について」(案)  
([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/pdf/kiteiminaosi\\_01.pdf](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/pdf/kiteiminaosi_01.pdf))  
より資料引用

## ⑤ バリアフリー法に基づく条例の概要と地方公共団体の取組事例集（令和4年度内の策定予定）

○ 地域の実情に応じたきめ細やかなバリアフリー化を促進するため、現在、条例未制定の自治体が条例を策定するにあたり参考となるよう、**地方公共団体の条例の概要や特徴、基準の解説書等の情報をとりまとめた事例集**を策定予定(令和4年度内)

### 目次(案)

はじめに

#### I. バリアフリー法と法に基づく条例の概要

1. バリアフリー法(建築物分野)の概要について
2. 近年の法令改正の概要について
3. 法に基づく条例について
4. 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況
5. 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況
6. 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加(強化・追加)状況

#### II. バリアフリー法に基づく条例の概要

- 委任条例(または自主条例の委任規定)の概要
  - ・ 委任条例の制定・改正経緯等
  - ・ 委任条例の特徴
  - ・ 委任条例に関連する解説・マニュアル
- 委任条例以外の特徴的な取組等

…20の地方公共団体の条例等の概要を個別に整理

自主条例を改正し、新たに委任規定を追加

### 16 兵庫県

法第14条第3項の規定に基づく委任条例(または自主条例の委任規定)の概要

制定の効果: 委任規定を設けたことにより、基準適合の実効性が担保できていると認識しています。

#### 1. 委任条例(または自主条例の委任規定)の制定・改正経緯等

委任条例(または自主条例)の名称	福祉のまちづくり条例
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/hf_information.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/hf_information.html</a>
制定年	公布: 2010年、施行: 2011年
最近の改正年	公布: 2021年、施行: 2022年
今後の改正予定	—
委任条例制定に至った理由・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げを行うため</li> <li>・ 特定建築物の義務付けの追加及び義務付け対象規模の設定を行うため</li> <li>・ 特定施設の構造及び配置に関する基準の付加を行うため</li> <li>・ 自主条例では強制力がなく、実効性のあるバリアフリー整備施策となっていないため</li> <li>・ 地域実情に応じた建築物のバリアフリー化の推進強化のため</li> </ul>
委任条例と自主条例との関係	・ 委任条例と自主条例は一体(自主条例を改正し、新たに委任規定を追加)

#### 2. 委任条例(または自主条例の委任規定)の特徴

項目	経緯	特徴など
特別特定建築物の義務付け対象規模の引下げ	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主条例(04制定)の対象施設と整合するよう、対象規模を引下げ。</li> <li>・ 対象規模の引き下げの例&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院又は診療所、劇場・観劇場、映画館・演芸場、銀行・質屋: すべての規模</li> <li>・ 物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、飲食店、サービス業を営む店舗(銀行・質屋を除く): 床面積の合計100㎡以上</li> </ul> </li> </ul>
特別特定建築物に付加する特定建築物との規模設定	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主条例(04制定)の対象施設と整合するよう付加。</li> <li>・ 付加した特定建築物とその規模設定の例&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、運動施設: すべての規模</li> <li>・ 共同住宅: 床面積の合計2,000㎡以上又は21戸以上</li> <li>・ 事務所、工場: 床面積の合計3,000㎡以上</li> </ul> </li> </ul>
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準強化・追加	あり	・ 自主条例(04制定)の整備基準と整合するよう基準を強化・追加。
500㎡未満の建築物に関する基準	なし	—

#### 3. 委任条例(または自主条例の委任規定)に関連する解説・マニュアル

名称	福祉のまちづくり条例逐条解説(特定施設整備編)
制定年または最近の改正年	2022年
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/2022_renewal/toshisei_hokoku_hukumachi.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/2022_renewal/toshisei_hokoku_hukumachi.html</a>
名称	福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き
制定年または最近の改正年	2019年
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/1910renewal/hukumachi-hanrui-shirushi.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/1910renewal/hukumachi-hanrui-shirushi.html</a>
名称	福祉のまちづくり条例の運用に関するO&A(特定施設整備編)
制定年または最近の改正年	2020年
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/2020_renewal/documents/qa04_0101.pdf">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/2020_renewal/documents/qa04_0101.pdf</a>

委任条例(または自主条例の委任規定)以外の特徴的な取組等

#### 1. 建築物のバリアフリー情報の公表

名称	バリアフリー情報の公表制度
開始年	2010年
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/hf_information.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/hf_information.html</a>
制度創設の目的、条項との関係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等が施設利用に先立ち、当該施設のバリアフリー情報の容易な入手が可能とする仕組みが必要だったため。</li> <li>・ 条例において義務付け。</li> </ul>
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示場、物販店、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、病院等、劇場等、体育館等の運動施設、図書館等、銀行等、地下街等、ホテル等、官公署、公共交通機関の施設ほか</li> </ul>
公表制度における近年の取組概要	2022年度(4月1日施行)より、ホテル・旅館について、公表義務の対象となる施設規模と公表すべき内容を変更(追加)

#### 2. 建築物の設計段階における、高齢者・障害者等の意見の取り入れの制度・しくみ

制度等の名称	チェック&アドバイス制度
制度の開始年	2010年
URL	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ksl8/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html</a>
制度創設の目的、条項との関係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者や高齢者を含むあらゆる人が社会活動に参加でき、ともに支え合う社会づくりが必要、バリアフリー整備に際して、障害者等の利用者目線でチェックする仕組みを創設。</li> <li>・ 条例において規定。</li> </ul>
主な対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくりアドバイザー(建築・福祉の専門家、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者ほか)、申請者(特定施設の所有者等)、申請関係者(設計事務所等)、事務局(県)</li> </ul>
意見聴取等への参加者の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者からの求めに応じ、県が利用者の立場に立つて施設の点検・助言を行う福祉のまちづくりアドバイザーをあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施。</li> </ul>
制度の概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者からの求めに応じ、県が利用者の立場に立つて施設の点検・助言を行う福祉のまちづくりアドバイザーをあっせんし、アドバイザーが点検・助言を実施。</li> </ul>
2021年度の実績件数	・ 15件

オリエンテーション

自己紹介、施設の概要説明、重点チェック項目の確認等



<チェック&アドバイス当日の主な流れ>

現場での点検・助言

実際に利用するルートに沿って、一歩の動作を点検



意見交換

点検箇所ごとに各アドバイザーの視点から助言

